

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領

(目的)

第1条 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「国通知」という。）に規定する評価調査員養成研修及びフォローアップ研修(以下「評価調査員養成等研修」という。)の指定研修機関の指定について、必要な事項を定める。

(指定の要件)

第2条 埼玉県知事(以下「知事」という。)は、次の要件を満たすと認められる法人を指定研修機関として指定する。

- (1) 評価調査員（知事又は知事が指定した法人が実施する評価調査員養成研修を修了している者をいう。）が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。
ただし、研修を実施する部門と評価を実施する部門が独立した関係にあるなど、研修の実施状況が客観的に確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 研修事務を毎年継続的に実施する能力があること。
- (3) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保等研修事務を適正に履行できること。
- (4) 埼玉県における指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する外部評価に係る評価調査員養成等研修実施要綱(以下「実施要綱」という。)に規定する内容のとおり研修等を実行する能力があると認められること。
- (5) 研修事務の経理が他の事務の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等が整備され、適正な経理処理を行うことができる体制であること。
- (6) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、職員及び職員であった者に対して十分な措置がなされていること。
- (7) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。

2 前項の要件を満たしている場合においても、法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。

- (1) 法人が埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例39号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団と認められるとき又は条例第2条第2号に規定する暴力団員等と認められる者であるとき。
- (2) 条例第19条第1項又は第2項又は第3項の規定に違反していると認められるとき。
- (3) 法人の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき。

(指定申請)

第3条 指定研修機関の指定を受けようとする者は、指定申請書（第1号様式）に次の書類を添付して知事に提出すること。

- (1) 定款、寄附行為及びその登記事項証明書等
- (2) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- (3) 事業開始年度の研修事業計画書（第3号様式）
- (4) 研修修了者名簿等の取扱規程

(指定の決定)

第4条 知事は、申請者から指定の申請があったときは、第2条に基づき、審査する。

2 知事は、第3条に定める申請書類等に不備があるときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときには、理由を付して申請を却下することができる。

3 知事は、申請内容が第2条の指定の要件を満たすと認めたときは、研修事業者として指定を行い、申請者に対し、「埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定書」(第2号様式)を交付する。

4 知事は、指定をしない旨の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

(研修事業計画書の提出)

第5条 指定研修機関は、研修事業の種類ごとに計画書を作成し、当該年度の研修の募集を開始する前までに、研修事業計画書(第3号様式)に次の書類を添付して知事に提出すること。

(1) 研修の実施に関する規程

- ア 研修事業の名称
- イ 実施場所
- ウ 研修期間
- エ 研修カリキュラム
- オ 講師氏名
- カ 研修修了の認定方法
- キ 受講資格
- ク 受講手続き
- ケ 受講料 等

(2) 事業年度の研修事業に係る収支予算の細目

(3) 訪問調査実習の手続きに関する資料

(変更の届出)

第6条 指定研修機関は、第3条の申請又は第5条の研修事業計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ、県へ事前に相談の上、変更届出書(第4号様式)を知事あてに提出すること。

(修了証書の交付)

第7条 実施要綱「15 修了証書の交付」のとおりとする。

(修了者名簿の提出)

第8条 指定研修機関は、研修終了後、速やかに、前条の規定により修了証書の交付を受けた者に係る次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 修了証書番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 所属する評価機関名
- (5) 修了年月日

(研修事業実績報告書の提出)

第9条 指定研修機関は、知事に対し、各研修の終了後、速やかに、研修事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して知事に提出すること。

- (1) 研修日時及び課程
- (2) 研修を行った施設の名称及び所在地
- (3) 講師の氏名
- (4) 修了者名簿
- (5) 募集案内、配布資料等受講対象者に提示した書類
- (6) 収支決算書

(指示)

第10条 県が研修事務の実施に関して、当該事業の内容の変更など必要な指示を行った場合は、当該指示に従うものとする。

(廃止の届出)

第11条 指定研修機関は、研修事業を廃止しようとするときは、廃止の3か月前までに、廃止届出書（第6号様式）を知事あて提出するものとする。

(指定の取消し)

第12条 県は、指定研修機関が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は第2条第2項のいずれかに該当したとき。
- (2) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (3) 県が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。

第1号様式

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 法人の主たる
所在地
名称
代表者名 印

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定申請書

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第3条に基づき、研修機関の指定を受けたいので申請します。

1 研修事業名

2 当該研修事業の開始予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 定款、寄附行為及びその登記事項証明書等
- (2) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- (3) 事業開始年度の研修事業計画書（第3号様式）
- (4) 研修修了者名簿等の取扱規程

備考

- 1 年月日は和暦で記入してください。

第2号様式

高福第 号
年 月 日

指定研修機関 様

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定書

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第4条の規定に基づき、埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定事業者として指定する。

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 法人の主たる
所在地
名称
代表者名 印

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る研修事業計画書

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第5条の規定により、 年度の埼玉県外部評価調査員養成等研修に係る研修事業計画を提出します。

1 研修事業名

2 当該研修事業の開始予定年月日 年 月 日

3 添付書類

次に掲げる内容を満たす書類を添えてください。

- (1) 研修の実施に関する規程
 - ア 研修事業の名称
 - イ 実施場所
 - ウ 研修期間
 - エ 研修カリキュラム
 - オ 講師氏名
 - カ 研修修了の認定方法
 - キ 受講資格
 - ク 受講手続き
 - ケ 受講料 等
- (2) 事業年度の研修事業に係る収支予算の細目
- (3) 訪問調査実習の手続きに関する資料

備考

- 1 年月日は和暦で記入してください。
- 2 「(2) 訪問調査実習の手続きに関する資料」については、評価調査員養成研修の事業計画書を提出する場合に添付してください。

第4号様式

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 法人の主たる
所在地
名称
代表者名 印

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る研修機関指定変更届出書

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第6条に基づき、下記のとおり変更内容を届け出ます。

1 研修事業名

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更理由

備考

- 1 年月日は和暦で記入してください。
- 2 変更内容に係る書類を添付してください。

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 法人の主たる
所在地
名称
代表者名 印

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る研修事業実績報告書

年 月 日付けで指定研修実施機関として指定を受けた埼玉県外部評価調査員養成等研修について、下記のとおり実施しましたので、埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第9条に基づき、次のとおり提出します。

1 研修の名称

2 研修開始年月日 年 月 日
研修修了年月日 年 月 日

3 修了者数 受講者 人
修了者 人

4 添付書類

- (1) 研修日時及び課程
- (2) 研修を行った施設の名称及び所在地
- (3) 講師の氏名
- (4) 修了者名簿
- (5) 募集案内、配布資料等受講対象者に提示した書類
- (6) 収支決算書

備考

- 1 年月日は和暦で記入してください。

第6号様式

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 法人の主たる
所在地
名称
代表者名 印

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る指定研修機関廃止届出書

埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価に係る評価調査員養成等研修機関指定要領第11条に基づき、次のとおり廃止したいので届け出ます。

1 研修事業名

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止理由

備考

1 年月日は和暦で記入してください。